

安心して学べる快適なキャンパス
楽しく頑張れる明るい職場を目指して



身の回りの“人権”に気を配り、私たちの日ごろの言行を点検してみよう。
友達同士でも、教職員と学生たちの間でも、教職員同士でも

人権委員会はあなたの人権を守ります。
あなたが傷つき、辛い思いをさせられることが起こったら、
気軽にまず、人権相談員や人権委員に相談してください。
人権ホットラインへの電話やメールでも
受け付けています（次頁参照）。

あなたの秘密を厳守して、あなたを守ります。
勇気を出して、問題を解決していきましょう。

大阪経済大学 人権委員会

人権侵害に関する相談や救済の申し立て方法



相談や救済の申し立ては、秘密を厳守します。
安心して相談してください。

相談方法

①あなたが話しやすい相談員や人権委員に相談してください。

秘密を守ってあなたの相談に乗る相談員、人権委員がいます。あなたの話しやすい相談員や人権委員に直接会って相談して下さい。また女性教職員、女子学生が気軽に相談できるように女性相談員、女性委員を配置しています。一人で抱え込まずご相談ください。

【相談員・人権委員】 <https://www.osaka-ue.ac.jp/campus/harass/>

②電話で相談する。

相談の専用電話「人権・ハラスメント相談ホットライン」

【☎】 06-6328-6540

③メールで相談する。

相談専用のメールアドレス

【✉】 jinken@osaka-ue.ac.jp

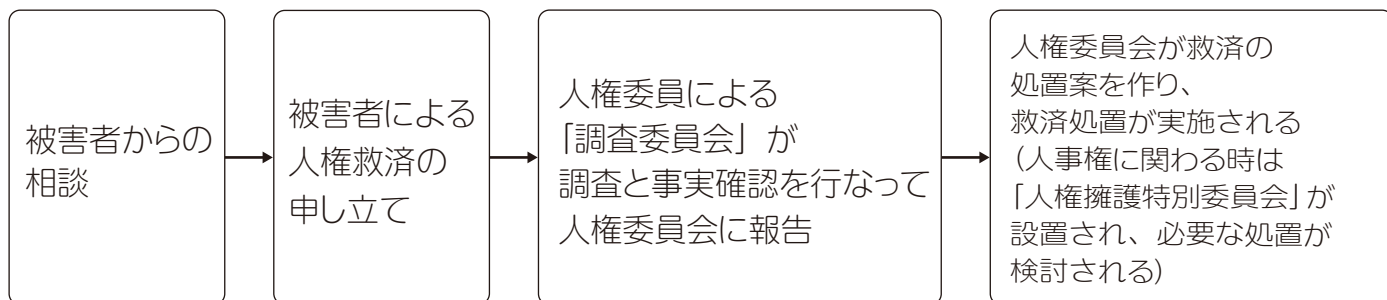
人権救済の申し立ては、人権委員に申し出てください。
もちろん相談にも来てください。
ホームページはこちら



<https://www.osaka-ue.ac.jp/campus/harass/>

相談から人権救済の申し立て、救済処置の実施までの流れ

※全ての過程で、秘密は厳守されます



“人権”を考えよう



人権とは、すべての人が生まれながらにして共通に有している尊さであり、大切さです。近代市民社会の成立過程で明確に意識され、その内容が基本的人権として整理されてきました。単に生命の尊重など身体的自由だけでなく、文化的・精神的自由が尊重され、権利を行使し、権利を保障する政治的・社会的仕組みが一步一步実現してきました。そして現在も、人権には新しい内容が加えられ、広がりがつつあるのです。

人と人がつながりあった社会で、身体的にも精神的にも、人を決して傷つけることなく、互いに礼儀を守って尊重しあうこと、それが‘人権を守る’ことの第一歩です。

性別や人種の違いを超えて、「地球人」として産まれた共通性を認識し、そこから自然な人の平等性、対等性を明確に自覚することが大切です。

世界人権宣言は「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」と謳っています。

まず大切なことは、私たち一人ひとりが、まわりの人たちの“人権”を傷つけるような言行をしないよう注意することです。そのために、どんな言行が人を傷つけてしまうのか、しっかり考えましょう。あなたのちょっとした言葉や行動が、思わぬ結果を生んでいるかもしれないのです。

人権侵害にあたる言行をしないことも大切ですが、人権侵害を放置しないこともまた同様に大切です。万一人権を傷つけられたり、そのような事実を知った人は、勇気をもって人権相談員や人権委員に相談してください。相談に来た人、被害を申し出た人の秘密は、必ず守ります。

言行の内容や結果によっては被害者を救済するために、大学が定めた手続きにしたがって必要な処置を行います。

人権委員会は本学の構成員が関わるあらゆる種類の人権問題を取り上げ、解決のために必要な手続きを行います。

障がいを持つ人に自然な心配りをしよう

大阪経済大学では、障がいをもつ学生に対して、学習および介助の支援や、施設・設備の改善を行っています。さらに、心のケアが必要な学生に対しては、専門のカウンセラーが対応をしています。

また、障がいをもつ人と接する際に重要なことは、その人の気持ちや痛みを理解し受け入れ、そして「気づいたとき」に「気づいたこと」を行動に移せる心配りです。障がいは外見でわかる場合もあれば、心の病や内臓疾患などのように見た目ではわからない障がいをもっている場合もあります。そのことから私たちは、日ごろから障がいの有無にかかわらず、すべての個人が相互に相手を思いやり尊重する気持ちと、心配りを心がけ行動することにより、すべての経大生が気持ちよくキャンパスライフをおくることができます。

外国の人たちの人権にも配慮しよう

あなたに外国の人を避ける気持ちはありませんか？これは人権侵害のはじまりです。就職、生活差別を生む可能性をはらんでいます。

元来、日本人は外国文化を大切に思ってきました。日本は東アジア文化圏の東端にありながらも、西洋の文化を早くから受け入れてきました。

しかし今私たちの中で、「異なる文化を持つ外国の人が、日本の社会・文化を豊かにしてくれている」という自覚が薄いではないでしょうか。また、異文化を理解し、異文化をもつ人たちと交流することをためらい、心理的に避ける傾向はないでしょうか。

外国の人は日本の習慣や考え方に戸惑い、気持ちを伝え合うことに苦勞し、悩んでしまうことも多いでしょう。

国際化した今を生きる私たちにとって、外国の人と接する機会は自分の国際センスを磨くチャンスです。このチャンスを活かし、異文化を尊重して自然に接することができるよう心がけましょう。

注意すべきこととして、国際問題や個々の事件などから、特定の国の人たちに偏見を抱き、その問題に直接関係のない人に、その国の人だということだけで礼儀に反する行動を取るようなことがあってはなりません。

あなたが、その国の人々の立場になって考えてみてください。不当な差別・偏見と無視、いやがらせに耐えられますか？不愉快な生活環境を生み出してはいけません。

人権委員会では外国の人の人権擁護にも努力します。

「ハラスメント」は人権侵害です!

セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)は広く認識されるようになりましたが、ハラスメントには他に、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどがあります。相手の言行に対する受け止め方も相互の信頼関係により違ってきますので、ハラスメントか否かの判断は難しいものです。

大学やキャンパスで起こりうるハラスメントとして以下のような例が挙げられます。

◇セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

キャンパスにおけるセクハラでは、学生、教職員が被害者にも加害者にもなり得ます。セクハラの実義は難しいのですが、その内容により代償型と地位利用型と環境型に大別されます。

代償型(対価型)	地位利用型	環境型
性的な接触や性的な関係を持つことを指導の条件にしたり、良い評価を与える条件をすること。	良い評価を与えることを条件にはしないが、相手が断れない弱い立場にいることを利用して、性的な接触や性的関係を持つことを迫る。	不特定多数を対象とするものと特定の人を対象とするものがある。研究室や部室にノードポスターを貼る、パソコンの画面にわいせつ画像を貼り付けることなどは不特定多数に向けられた環境汚染行為であり、身体に触れる、容姿や性的経験などについて個人的に中傷することなどは、特定の人に向けられた環境汚染行為である。

◇アカデミック・ハラスメント(アカハラ)

教育・研究の場における立場や権利を利用したいやがらせなどにより、勉学・研究意欲を低下させることや学習・研究環境を悪化させることです。

- 不適切な環境下(深夜や休日など)で指導を強制する
- 指導教員が不当に指導拒否、卒業妨害、学位論文の取得妨害を行う
- 指導的立場にある者からの研究妨害、昇任差別、退職勧奨を受けること、など

◇パワー・ハラスメント(パワハラ)

職場において、地位や人間関係で弱い立場の者に対し、本来業務の範囲を超えて精神的または肉体的な苦痛を与えることにより、働く者の環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えることです。

- 客観的に見て、達成不可能な目標を設定し、達成できないことを個人の目標にする
- 1つのことで何度も注意、叱責を繰り返す
- 性別や学歴で差別する
- 職務上必要な情報を意図的に与えない
- 人格を否定するような暴言を吐く、など

相手の言行に対する受け止め方も相互の信頼関係により違ってきますので、なんでもハラスメントになるわけではありませんが、**軽い気持ちで言った一言でも、相手が不快だと感じたものは、ハラスメントになる可能性があります。**あなたが仮にこのような目に遭ったとしても、「自分に落ち度があったのでは」と自分を責めたり、我慢をしたりしないでください。一人で悩まないで誰かに相談してください。あなたの周りにこのようなことで悩んでいる人がいれば、相談にのってあげてください。大学には相談窓口があることを教えてあげてください。

「同和問題」ってなに?

同和問題をはじめとする人権問題については、国連「人権教育のための国連10年」の決議採択(1994)、政府の「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」(1996)などを背景として、包括的な人権施策の策定という方向が、国だけでなく地方自治体レベルでも打ち出され、進められています。

人権委員会でも、同和問題について、居住地域や家庭の教育条件の不十分さなど、本人の責に帰さない様々な制約により、個性や能力が十分にのび切れない人々、現在もお差別を受けている人々が存在することを十分に認識しながら、さまざまな試みを行っています。たとえば、人権講演会をはじめとする啓発活動や、メールおよび学生相談員制度により、いつでも相談を受けられる仕組みを整えていることなどが挙げられます。

この方向は、同和問題を人権問題の本質からとらえ、「すべての人の人権が尊重される豊かな社会」の実現を目指し、周辺地域と一体となったコミュニティの形成を基本目標に進めていくべきであるとする、大阪府人権尊重の社会づくり条例の目的とも合致するものです。

人権委員会は、同和問題をはじめとする差別問題、人権問題の解決に向けて、真に必要な施策の効率的、効果的な推進に努めて、人権尊重の社会づくりの一翼を担っていきたいと考えています。

大阪経済大学 ハラスメント防止ガイドライン

<https://www.osaka-ue.ac.jp/campus/harass/guideline.html>

人権委員会規程

(目的)

第1条 人権委員会（以下「委員会」という。）は、人権に関する啓発・啓蒙、調査・研究、および人権侵害に対応して人権を擁護し、救済することを目的とする。

(組織)

第2条 委員会の目的を果たすため、委員会は大阪経済大学（以下「本学」という。）の理事会、教授会、理事長、学長等の権限から独立したものとする。

(構成)

第3条 委員会は、各学部から教員1名ずつ、事務局長指名による事務職員から4名（ただし、少なくとも1名は女性）、学長指名による女性教員1名、理事会から1名、教務担当および学生生活担当の副学長または学長補佐で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長設置)

第5条 委員会は委員の互選により、委員長1名、副委員長1名を置く。

(小委員会設置)

第6条 委員会の中に以下の5つの小委員会を置く。

- (1) 基本問題小委員会
- (2) 障害者問題小委員会
- (3) 同和問題小委員会
- (4) 外国人問題小委員会
- (5) ハラスメント問題小委員会

(対象範囲)

第7条 委員会が対応する人権侵害の対象範囲は、原則として、本学の学内機関、構成員（学生、臨時職員や派遣職員を含む教職員）が、本学の業務や活動に関連して、被害者または加害者となった場合に限る。

(被侵害権利・侵害行為)

第8条 委員会は、下記に例示する被侵害権利および侵害行為を取り扱う。

- (1) 被侵害権利
思想信条の自由、教授内容の自由、表現の自由、結社・集会の自由、平等権、憲法13条の個人の尊重、生命、自由および幸福追求の権利と、そこから派生する諸権利（名誉権、プライバシー権、自己決定権、その他）
- (2) 侵害行為
直接の侵害行為、採用・人事における侵害、ピラ・掲示による侵害、情報ネットワーク上の侵害、落書き・風評による侵害、暴言、無言電話、ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントおよびパワー・ハラスメントなどの総称）、その他

(相談窓口)

第9条 委員会が必要と判断したときは、複数の人権相談員を置き、学生部に相談窓口を開設することができる。

(救済の申立)

第10条 人権侵害の被害を受けた者は人権委員または人権相談員、あるいは相談窓口に申し出て、救済を申し立てることができる。

(調査委員会)

第11条 救済の申立てがあった場合は、人権委員会の該当する小委員会または適切な人権委員で構成する調査委員会が調査・確認（任意調査）を行い、人権委員会に報告する。

- 2 調査・確認の際、当事者のプライバシーを充分配慮して、第三者または関係人に意見を聞くことができる。
- 3 人権委員会は同条第1項の報告を精査し、救済に必要な処置を行う。
- 4 調査および精査の途上であっても、被申立人の権利に配慮した適正手続きを維持しうる限り、問題の緊急性、重要性を考慮して必要と判断した処置を行う。

(人権擁護特別委員会)

第12条 救済のために人事権の行使が必要と思われる場合は、下記の者で構成する人権擁護特別委員会を設け、必要な処置を検討し、理事会に通知・勧告する。

- (1) 学長・事務局長
 - (2) 関係する学部長・委員長・大学院研究科長・部長
 - (3) 人権委員会委員長および人権委員若干名
 - (4) 事案の当事者の属性によって、所属長を加えることができる。
 - (5) 人権擁護特別委員会が必要と認めるときは、学内外の専門家を加えることができる。
 - (6) 当該事案の当事者は、人権擁護特別委員会の委員とはならず、人権委員会がそれに代わる相応しい立場の人を指名する。
- 2 学長を委員長として委員会を招集し、必要な処置案を検討する。ただし、学長の代理を置くことができる。

(救済処置)

第13条 救済処置は以下のように分類する。

- (1) 人権委員会が独自に行うこと
 - ① 当事者の説得と理解による適当な対処（たとえば謝罪公示や謝罪文の提出等）
 - ② 当事者双方への和解の斡旋案の提示
 - ③ 注意、指導、警告
 - ④ 関係機関への通知・勧告
 - ⑤ その他適当な処置（たとえば人権委員会見解の公表等）
- (2) 人権委員会からの通知・勧告により学長が行うこと
 - ① 学生の処分
 - ② 学生の活動制限
 - ③ その他適当な処置
- (3) 人権擁護特別委員会の通知・勧告により理事会が行うこと
 - ① 教職員の人事異動
 - ② 教職員の懲戒
 - ③ その他適当な処置

(守秘義務)

第14条 人権委員、人権擁護特別委員および関係したすべての相談員・カウンセラーは、当事者のプライバシーと秘密を厳守しなければならない。その職務を離れた後も同様とする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、人権委員会の議を経て理事会が行う。

附 則

1～4 (略)

5 この規程は、2018年6月26日に改正し、2018年5月1日に遡って施行する。

その他 人権関連 HP

法務省 人権擁護局

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/>

大阪府 人権局人権擁護課

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenyoogo/>

キャンパス・セクシュアル・ハラスメント・全国ネットワーク

<http://cshnet.jp/>

公益財団法人 人権教育啓発推進センター

<http://www.jinken.or.jp/>

世界人権宣言と国際人権規約

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/kiyaku.html>

(外務省 HP)

1948年12月10日、国際連合の第3回総会の決議。この総会を「人権総会」と称したり、世界人権宣言のことを「人類憲法の前文」と呼ぶ。この宣言が採択された12月10日を「世界人権デー」とすることになった。

日本国憲法

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/dl-constitution.htm

(衆議院 HP)

第3章 国民の権利及び義務
第11条～第23条

発行日	2023年3月1日
編集・発行	大阪経済大学 人権委員会 〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8 (06) 6328-2431 (代表)